

第15回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年7月31日 13:30～14:30
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員
- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 番 廣瀬女公美 委員 | 2 番 清水 幸治 委員 | 3 番 菅原 雄一 委員 |
| 4 番 熊坂 隆雄 委員 | 5 番 志賀 忠浩 委員 | 8 番 中川 浩幸 委員 |
| 9 番 佐藤 泰正 委員 | 10 番 稲場 洋二 委員 | 11 番 金子 靖 委員 |
| 12 番 佐藤 裕司 委員 | 13 番 瀬戸 賢成 委員 | 14 番 二谷 幸裕 委員 |
| 15 番 浅野 徳昭 委員 | 16 番 伊藤 まり 委員 | 17 番 野村 照明 委員 |
| 19 番 成田 俊英 委員 | 20 番 松下 裕幸 委員 | |
- (以上 17名)
4. 欠 席 者
- | | | |
|---------------|--------------|--------------|
| 6 番 大畑 礼子 委員 | 7 番 樋口 英樹 委員 | 18 番 福西 範 委員 |
| 21 番 吉澤しのぶ 委員 | | |
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局
- | | | |
|----------------|--------------|----------|
| 事務局長 塩田 省吾 | 事務局長補佐 高山 直樹 | 次長 中嶋 智子 |
| 会計年度任用職員 藤本 恵美 | 杉野 恵 | 熊野 香苗 |
- (以上 6名)
- 会議録署名委員の指名
- | |
|---------------|
| 10 番 稲場 洋二 委員 |
| 11 番 金子 靖 委員 |
6. 議事日程
- 会期決定について 令和 7年 7月31日(1日)
- 報告 第28号 現況証明願について(市街化区域)
- 議案 第68号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案 第69号 農地法第4条の規定による許可申請に係る進達について
- 議案 第70号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請について
- 議案 第71号 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取について
- 議案 第72号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
- 議案 第73号 参考賃借料の設定について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
ただいまより、第15回鉏路市農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席者は17名です。
議事録署名人に10番、稲場洋二委員、11番、金子靖委員を指名しますので、よろしく願いいたします。
なお、会期は本日7月31日の1日といたします。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありますか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。

報告第28号「現況証明願」について、事務局より報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第28号「現況証明願」についてご報告いたします。

鉏路地区の市街化区域内の現況証明願が4件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、[]、他5筆、面積合計 []㎡の土地について、所有者の []の代理人である、[]氏より現況証明願があり、7月1日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は []が建築済地、他5筆は雑種地でしたので、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

次に、表の2番は資料が8ページから10ページにございます。

公簿地目が牧場である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者の []氏の代理人である []氏より現況証明願があり、7月8日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

次に、表の3番は資料が8ページと11、12ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 []㎡の土地につ

いて、所有者の■■■■氏の代理人である■■■■氏より現況証明願があり、7月9日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、7月10日、会長専決により証明書を発行いたしました。

次に、表の4番は資料が8ページと13、14ページにあります。

公簿地目が畑である、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の土地について、所有者の■■■■氏、他3名の代理人である、■■■■氏より現況証明願があり、7月9日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、7月10日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長

野村会長

ただいま報告がありました 報告第28号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明してください。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の15ページにあります、議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明いたします。

今回は、音別地区で1件の申請がありました。

議案書16ページの表の1番は、資料が17ページから19ページにあります。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に無償譲渡を行うものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

野村会長

ただいま説明がありましたが、現地調査結果について、調査委員長の二谷委員より報告をお願いします。

委員

二谷委員

議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請」について報告いたします。

1番の申請内容は、■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に無償譲渡による所有権の移転を行うものであります。

7月17日、音別地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしていることから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

野村会長

二谷委員、ありがとうございました。

それでは、議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請」について原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第69号「農地法第4条の規定による許可申請に係る進達」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の20ページでございます、議案第69号「農地法第4条の規定による許可申請に係る進達」についてご説明いたします。

農地法第4条の規定は、農地を農地以外に転用する者は、北海道知事の許可を受けなければなりません、農業委員会で審議をし、意見を付して知事に進達することになっています。

今回は、釧路地区で1件の許可申請の提出がございました。

議案書21ページの表の1番は、資料が22ページから29ページでございます。

が所有する、の内、面積㎡の農用地を、農業用施設でありますラグーンを建設するため、農地の転用を行うものです。

本件に関しましては、7月22日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名により現地調査等を行っております。

また、お手元に配付しております調査書も併せてご確認ください。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

野村会長

ただいま説明がありましたが、現地調査結果について、調査委員長の浅野委員より報告をお願いします。

委員

浅野委員

議案第69号「農地法第4条の規定による許可申請に係る進達」について、報告いたします。

1番の申請内容は、が所有地内にラグーンを建設しようとするものであります。

7月22日、釧路地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、計画されている場所は農用地域内であり、原則として転用することはできないものでありますが、本農業用施設については、周辺農地への日影や排水の影響、効率的な農地利用への支障等が無いものであり、不許可の例外と認められるものと確認いたしました。

併せて、農地法第4条の許可要件を全て満たしていることから、許可相当という意見となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

野村会長

浅野委員、ありがとうございました。

それでは議案第69号「農地法第4条の規定による許可申請に係る進達」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第69号「農地法第4条の規定による許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第69号「農地法第4条の規定による許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第70号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の30ページにございます、議案第70号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請」についてご説明いたします。

今回は、釧路地区で2件、阿寒地区で8件の計画がございます。

お手元に配付しております、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項調査書も併せてご確認ください。

議案書31ページの表の1番と2番は、資料が35ページと39ページにございます。

農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社(以降、農業公社とする)を介し、 氏が所有する、 、他5筆、面積合計 ㎡の農用地について、 に 円で売買による所有権移転を行うものです。

次に表の3番と4番は、資料が36ページと40ページにございます。

農業公社を介し、[]氏が所有する、[]、他1筆、面積合計 []㎡の農用地について、[]氏に年間 []円、2年間で賃貸借を行うものです。

次に表の5番と6番は、資料が37ページと41ページにあります。

農業公社を介し、[]氏が所有する、[]の内の1筆、面積 []㎡の農用地について、[]氏に年間 []円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に表の7番と8番は、資料が38ページと42、43ページにあります。

農業公社を介し、[]氏が所有する、[]の内、他1筆、面積合計 []㎡の農用地について、[]氏に年間 []円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に表の9番と10番は、資料が38ページと44ページにあります。

農業公社を介し、[]氏が所有する、[]の内、他2筆、面積合計 []㎡の農用地について、[]氏に年間 []円、5年間で賃貸借を行うものです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

野村会長

ただいま説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の松下委員より報告をお願いします。

委員

松下委員

議案第70号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請」の1番と2番について、報告いたします。

1番と2番の申請内容は、農業公社を介して、[]氏が所有する、[]、他5筆、合計 []㎡の農用地について、[]に []円で売買による所有権移転を行うものです。

7月16日、阿寒地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準をすべて満たしていることから、要請すべきものとの結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

野村会長

松下委員、ありがとうございました。

それでは、議案第70号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第70号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第70号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」については原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第71号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書45ページでございます、議案第71号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」についてご説明いたします。

今回は、5件の意見聴取がございました。

議案書46ページの表の1番は、資料が47ページと48ページでございます。

事業主体である[]が所有する[]の内の1筆、面積[]㎡について、ラグーンを設置するため農業用施設用地に用途変更するものです。

次に、表の2番は、資料が47ページと49ページでございます。

事業主体で[]氏が所有する、[]、他2筆、面積合計[]㎡を資材置場にするため農用地区域から除外するものです。

次に、表の3番は、資料が50ページと51ページでございます。

事業主体である[]氏が所有する、[]、他1筆、面積合計[]㎡を、農用地区域へ編入するものです。

次に、表の4番は、資料が50ページと52ページでございます。

事業主体である[]氏が所有する、[]、他1筆、面積合計[]㎡を、農用地区域へ編入するものです。

次に、表の5番は、資料が50ページと53ページでございます。

事業主体である[]氏が所有する、[]の1筆、面積[]㎡を、農用地区域へ編入するものです。

1番と2番については、7月22日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で、3番から5番については、7月16日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で、それぞれ現地調査及び協議を実施しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明がありましたが、1番と2番の協議結果報告を、調査委員長の浅野委員よりお願いします。

委員
浅野委員

議案第71号 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取の1番と2番について、調査および協議の結果を報告いたします。

1番は、農業振興地域整備計画では農地とされている、[]の内の1筆、[]㎡の土地について、事業主体である[]からラグ

ーンを設置するため、用途区分を農業用施設用地に変更する旨の申請があり、市長より意見を求められたものです。

2番は、農業振興地域整備計画では農地とされている、[REDACTED]、他2筆、合計 [REDACTED] m²の土地について、事業主体である [REDACTED] 氏から資材置場にするため、農用地区域より除外する旨の申請があり、市長より意見を求められたものです。

7月22日、釧路地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査および協議をした結果、1番の当該場所へのラグーンの設置は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないことを確認しました。

また、2番の現地は、農地採草放牧地以外の原野であり、農用地として利用されていないと確認したことから、どちらも本計画変更に異存はないものを判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

浅野委員、ありがとうございました。

次に、3番から5番の協議結果報告を、調査委員長の松下委員よりお願いします。

委員
松下委員

議案第71号 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取の3番から5番について、調査および協議の結果を報告いたします。

3番は現在、農用地区域外となっている、[REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED] m²の土地について、事業主体である [REDACTED] 氏から農用地区域へ編入するための申請があり、市長より意見を求められたものです。

4番は現在、農用地区域外となっている、[REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED] m²の土地について、事業主体である [REDACTED] 氏から農用地区域へ編入するための申請があり、市長より意見を求められたものです。

5番は現在、農用地区域外となっている、[REDACTED] の1筆、[REDACTED] m²の土地について、事業主体である [REDACTED] 氏から農用地区域へ編入するための申請があり、市長より意見を求められたものです。

7月16日、阿寒地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査および協議をした結果、現地は草地であることを確認し、本計画変更に異存はないものを判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

松下委員、ありがとうございました。

それでは、議案第71号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第71号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第71号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第72号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

議案書54ページにございます、議案第72号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明いたします。

今回4件の報告がございました。

議案書55ページと56ページの農地所有適格法人要件確認書の1番から4番は、XXXXXXXXXXで、令和2年3月、令和3年3月、令和4年3月、令和6年3月の決算の報告となります。

いずれの件も報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明がありました議案第72号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議いたしますが、本案件は成田委員が役員を務める法人に関する案件のため、議事参与の制限に当たります。

成田委員は退室してください。

(成田委員 退室)

議長
野村会長

それでは、1番から4番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第71号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第71号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」については、原案のとおり決定いたしました。

成田委員は入室してください。

(成田委員入室)

議長
野村会長

次に、議案第73号「参考賃借料の設定」について審議いたします。
事務局より、説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書57ページにございます、議案第73号「参考賃借料の設定」について説明いたします。

本件は、農地法第52条に基づき、農地の賃貸借契約の目安として、過去1年間に契約された賃借料の平均水準など賃借料情報を提供するものです。

なお、情報提供として、市のホームページに掲載する予定です。

鉏路市における令和6年1月から令和6年12月までに締結されました賃貸借に関する賃借料水準を58ページの別表のとおりまとめましたので報告いたします。

議長
野村会長

ただいま説明のありました、議案第73号「参考賃借料の設定」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第73号「参考賃借料の設定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第73号「参考賃借料の設定」については、原案のとおり決定いたしました。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

議長
野村会長

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顚末を記載し、申請であることを認めます。

令和 7年 7月 31日

議 長 野 村 照 明

署名委員 榎 場 洋 二

署名委員 金 子 靖